

健康ニュース 31年3月号

森はり・きゅう整骨院

〒274-0812 千葉県船橋市三咲4-7-18-1F

TEL 047-449-7771

診療時間
平日 AM9:00~12:00
PM3:00~8:00
土曜日 AM9:00~12:00
休診日 日・祝日



[特集:船橋市 はり・きゅう助成券]

船橋市は「はり・きゅう・マッサージなど」の自由診療にかかる市民の費用負担を軽減する目的で助成券を発行しています。助成額は1回の施術につき1,000円(保険診療部分の対象外)になります。この助成券は「高齢者」、「老々家族介護支援」、「高齢者介護予防促進」の3つの種類があり、受給するためには、いくつかの条件があります。その条件と注意事項を以下の表にまとめておきます。

種類	対象	条件	助成枚数(年度)
高齢者 はり・きゅう・マッサージ等費用 助成券(※1)	70歳以上の方	市民税、県民税が 非課税の方	12枚
老々家族介護支援 はり・きゅう・マッサージ等費用 助成券(※2)	65歳以上の 高齢者のみの 世帯(※3)	介護保険制度において、 要介護2以上の認定を受けている方を、 在宅で介護している家族である	24枚
高齢者介護予防促進 はり・きゅう・マッサージ等費用 助成券	65歳以上の方	介護保険制度の「介護 予防・日常生活支援総合事業」として実施する 介護予防事業など(※4)に全回数参加 した方。	12枚 ◎教室終了 後、申請書を 提出した後に 発行となります。

(※1)「高齢者はり・きゅう・マッサージ等費用助成券」を申請される方で、1月から6月に申請される方は前年の1月1日時点で、7月から12月に申請される方はその年の1月1日時点で船橋市に住民登録がない場合、前住所地にて交付された非課税証明書も必要となります。

(※2)「老々家族介護支援はり・きゅう・マッサージ等費用助成券」を申請される場合は、介護保険証もあわせてお持ちください。

(※3)家族が二世帯住宅又は近所(「スプの冷めない距離(5分位、約400m)以内)に居住していると同居と判断され受給できないケースもあります。

(※4)健康づくり課または各地域などで一定基準のもとに実施する運動機能の向上、食生活の指導(栄養改善)、口腔機能の向上などを目的とした体操教室などの事です。

上記の教室は、65歳以上の方を対象に「広報ふなばし」などで参加を募集しています。

その他、教室についての問い合わせ先は、健康づくり課(TEL 047-409-3817)となります。

<申請に必要なもの>

本人が行く場合:年齢が確認できる書類(保険証等)と印鑑が必要になります。

家族以外のケアマネージャーやケアスタッフが代理人として受け取りに行くことも可能です。

但し、委任状が必要になります。

<申請窓口>

船橋市役所高齢者福祉課、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階12番窓口)、

各出張所・連絡所の福祉ガイドコーナー

***31年度分は4月1日より、各窓口で配布が始まります!**